

ご案内①

**「勤務先発行の証明書を既に用意された方（近日中に発行を受ける予定の方を含む）」**

- ・ まずは京阪グループ健康保険組合あてに、勤務先発行の証明書をご提出ください。
- ・ 書類内容および令和4年の所得内容（マイナンバーによる行政機関間情報連携により健康保険組合が関係情報を取得します）を確認し、認定継続の可否を判断します。
- ・ 追加で関係書類（給与明細など）のご提出をお願いすることもございます。